

## ご注意ください！ 詐欺事案が団地内でも発生しています！

### UR職員が住宅を訪問した際にその場で現金をお預かりすることはありません。

URの団地内において、「URの関係者である」などとしてお住まいの方を騙す詐欺が発生していますのでご注意ください。住宅を訪れてくる者に不審な点を感じましたら、身分証の提示を求めると、住まいセンターまでご相談ください。

- 〈事例1〉 自宅に男の人が二人できて、「UR職員だが、家賃等の集金に来た。今月は口座振替でなく集金なので払ってください。」と言われたので家賃等相当額を支払った。後で管理サービス事務所に確認したら、URは集金を行っておらず、騙されたとわかった。
- 〈事例2〉 自宅に男の人がきて「UR職員だが、あなたは家賃等を2か月分滞納しているから払ってください。」と言われた。その場では断ったが、翌日また同じ人がきて請求されたので支払ってしまった。後で住まいセンターに確認したところ、URから滞納はないと説明されて、騙されたとわかった。
- 〈事例3〉 自宅に男性がきて「UR職員だが、給水塔の修繕費として1,500円を集めているので払ってください。」と言われたので支払った。翌日、管理サービス事務所へ問い合わせたところ、URはそのような徴収をしていないと説明され、騙されたとわかった。

## ガスマイコンメーターの復帰方法

震度5相当以上の地震発生などの非常時には安全装置が作動し、マイコンメーターがガスを遮断いたします。ガスが使用できない場合は、右記の復帰手順にそって、ご点検・ご対応をお願いいたします。

**!** ガス臭いときは復帰操作は行わず、窓や扉を開放し、ガス会社にご連絡ください。

### マイコンメーターの復帰手順（一般型マイコンメーターの場合）

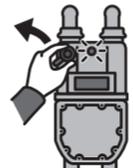
#### 1 すべてのガス機器を止めます。

屋外の器具も忘れずに。  
※メーターガス栓は閉めないでください。

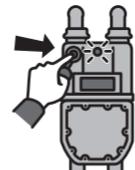


#### 2 復帰ボタンのキャップを外します。

※メーターの種類によってはキャップがないものもあります。



#### 3 復帰ボタンを奥までしっかり押し、すぐに手を離します。その後、キャップを元に戻しておきます。



#### 4 約3分待ちます。赤ランプの点滅が消えると、ガスが使えます。



3分間のランプ点滅中に、マイコンメーターが安全確認を行い、異常がない場合は点滅が消えてガスをご使用になれます。

3分以上点滅が続くときは、ガス機器の止め忘れがないかを再確認して、やり直してください。

## 機械式駐車場の安全な使用について

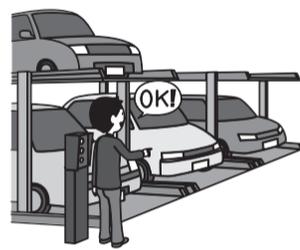
機械式駐車場を使用する際は、事故を防止するため、所定の使用方法を順守するとともに、特に以下のことに注意してください。

※使用方法等についてご不明な点がございましたら、所轄の住まいセンターへお問い合わせください。

機械式駐車場で自動車を入庫する際は、運転者以外は駐車場の外で乗降してください。



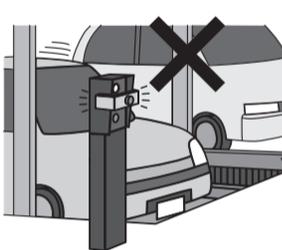
駐車装置を操作する際は、機械式駐車場及び自動車の中に人がいないことを十分に確認してください。



駐車装置の操作中は装置から離れず、また、子どもが駐車場内に近づかないよう注意してください。



駐車装置の操作ボタンを器具などで固定し押し続けた状態にすることは絶対に行わないでください。



入庫作業時に駐車装置内に長時間留まらないうでください。



## 障がい者等駐車場利用料金減額措置のご案内

UR都市機構では、駐車場のご契約者様又はご契約者様と同居されている親族の方が、右記の障がい等の程度に該当し、世帯の中で所得のある方全員の合計の所得月額（※1）が15万8千円以下（※2）の場合、日常生活を支援するため、駐車場利用料金（消費税課税前）を10%減額する措置を講じております。

なお、当該措置の適用を受ける場合は、申請手続きが必要となります。

当該措置の詳細及び申請手続きにつきましては、お住まいの団地を管理している住まいセンター等にお問い合わせください。

※1 所得月額とは、年間収入を一定の方式で所得になおし、そこから控除額を差し引いた金額を12か月で割った金額のことです。世帯ごとの収入の種類・世帯構成によって控除額が変わり、所得月額が変わります。

※2 平成21年3月31日から現在まで引き続き減額措置の適用を受けている世帯については、20万円以下とします。

### 対象となる障がい等の程度

- ① 身体障害者手帳の交付を受けている1級から4級の障がいのある方
- ② 精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている1級又は2級の障がいのある方で常時介護を要する方
- ③ 療育手帳の交付を受けている重度の障がいのある方で常時介護を要する方
- ④ 児童相談所、知的障がい者更生相談所又は精神科医等から重度の知的障がい又はこれと同程度の精神の障がいがあると判定されている方で常時介護を要する方
- ⑤ 要介護認定を受けている要介護度が1から5である方